

## サーベイ実施基準

### 1. 新規加入予定船

- (1) コーティングをもつケミカルタンカー等<sup>[1]</sup>は、船齢 5 年以上
- (2) 上述(1)以外のすべての船舶は、船齢 10 年以上

### 2. 既加入船

- (1) 以下の(2)~(6)を除くすべての船舶は、船齢 15 年以上
- (2) 船舶の堪航性に起因する同種事故を 2 回以上起こしている船舶は、船齢に関係なく全船舶
- (3) コーティングタンクをもつケミカルタンカー等<sup>[1]</sup>は、船齢 5 年以上
- (4) 冷凍冷蔵運搬船<sup>[2]</sup>は、船齢 10 年以上
- (5) 過去 12 ヶ月間に貨物として重質重油（HFO: Heavy Fuel Oil）を運送したタンカーは、船齢 10 年以上  
ただし、以下 a.~c.の場合は除く。
  - a. 過去 12 ヶ月間に組合のコンディションサーベイを受検している
  - b. 過去 6 ヶ月間に船級協会の定期検査を受検している
  - c. 国際船級協会連合（IACS）加盟の船級協会による船舶状態評価鑑定（CAP）で CAP1 または CAP2 の評価を取得している
- (6) 船齢 10 年以上のすべての船舶で船舶管理会社の変更があった場合はその都度、ただし、コーティングタンクをもつケミカルタンカー等<sup>[1]</sup>は、船齢 5 年以上

[1]コーティングタンクをもつケミカルタンカー、メタノールタンカー、プロダクトタンカー、硫酸タンカー、糖蜜タンカー、クリーンタンカー、鉱石・ケミカル兼用船

[2]冷凍・冷蔵運搬船、冷凍・冷蔵運搬船兼油槽船

### 3. 再検査

- (1) 原則として検査日から 5 年ごと
- (2) 船齢が 20 年を超える新規加入船舶に関しては、加入後 2 年ごと

### 注意事項

1. コンディションサーベイ実施にあたり、組合指定の検査機関より 1~2 名のサーベイヤーがアテンドします。組合の検査項目にしたがって各証書類の確認、各部メンテナンス状況、航海計画、救命消火安全設備、堪航性、堪貨性及び船種毎の検査項目等について本船の運航スケジュールに支障のない範囲で半日から 2 日程度の日数で実施されます。検査項目の中には、ハッチカバーの水密テスト、バラスタタンク・船艙の内検などが含まれ、船長以下乗組員のご協力を得なければならないものがあります。また、検査は船内を巡視しながら行いますので、検査の際には乗組員に立会って頂く必要があります。終了時には指摘事項をまとめて船長に報告します。
2. 上記基準に拘らず実際にクレームが発生し、クレーム発生のメカニズムに疑問のあるときは、別途コンディションサーベイを実施することがあります。
3. 新規加入船の場合においては原則加入前に実施するものとしています。特段の事情がある場合は、契約開始後 30 日以内に実施します。

以上